

工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 市道幹第90号線路床改良工事(第2工区)
- ・工事箇所 狭山市入間川地内

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

- 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)
 - ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
 - ② 500 t以上の砕石を搬入する工事
 - ③ 200 t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
 - ④ 最終請負金額100万円以上の工事
 - 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)
 - ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事
 - ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t以上搬出する工事
 - ③ 最終請負金額100万円以上の工事
- 2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。
- また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。
- 3 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより管理しなければならない。

- ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェスト A 票、B2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。
- イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項)

第 4 条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

第 5 条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第 4 条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

第 6 条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(建設発生土の搬出)

第 7 条 建設発生土の搬出先は下記のとおりとする。

- ・智光山公園（智光山荘跡地）

狭山市下広瀬 800-1

- 2 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。
- 3 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

(再生資材の利用)

第8条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資材名	規格	備考
再生切込碎石	40mm 以下	路盤、基礎等
再生粒度調整碎石	40mm 以下	路盤

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

(その他)

第9条 調達する工事材料は、埼玉県産とするように努めなければならない。

(交通誘導警備員)

第10条 交通誘導員は、搬出入車両の誘導として、1日当たり1人を想定している。

但し、発注後、明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

(法定外の労災保険の付保)

第11条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(情報共有システムの活用について)

第12条 受注者が希望する工事については、情報共有システムを活用するものとする。実施にあたっては「埼玉県建設工事情報共有システム実施要領」に準ずるものとし、疑義が生じた際には監督員と協議の上、実施方法を決定するものとする。

(施工にあたっての留意事項)

第13条

- ・L型擁壁設置にあたり、平板載荷試験を実施し必要地耐力を満たしていることを確認すること。なお、必要地耐力を満たしていない場合には必要な措置を講ずること。
- ・路床安定処理に先立ち、添加材の配合量の確認を行い監督員との協議の上で施工すること。
- ・路床安定処理の添加材の保管及び取り扱いについては、火災等事故防止のため、適正な保管、慎重な取り扱いを行うこと。
- ・民地への乗入れ箇所的位置については地権者と協議の上、決定するものとする。